

調布市商店街チャレンジ戦略支援事業補助金 留意事項について

○背景

東京都監査（平成29年度補助事業分）において、他市で大規模な不正請求（返還額：700万円超）が発覚したことに伴い、東京都の監査対応・補助内容の確認が厳格化していること、また、過去に当市に指摘された事項を共有するため、改めて各商店会に当該補助事業の留意点を周知するものである。

○主な留意点

返還対象事項

①領収書の不備・不足

例 商店会の正式名称でない、内容が確認できない（但書未記載、不鮮明、重なってコピーされている等）、収入印紙がない等

②使用実績・作成実績の証明（写真）不足

例 会場設営関係（ステージ、檯、のぼり、看板等）、印刷物関係（チラシ、ポスター、各種券・マップ等）、経費に計上した物品等
※印刷物・景品等は使用した分のみが補助対象

③景品・記念品を事前周知分以上に計上

例 不特定多数の者に事前周知しなかった物、事前周知分以上に提供した物は対象外 ※事前周知風景の写真は必須

④会員から生業以外の物品等を手配

例 花屋さんから肉の購入、会員からの場所借り（駐車場・店舗等）等は対象外

⑤汎用性の高い消耗品・燃料等

例 該当事業のみに使用されたことが証明しにくい文房具・インク等
※燃料（ガス、ガソリン、発電機等）は極力従量契約にすること

⑥景品表示法の遵守 ※別紙あり

例 抽選会等の景品（共同懸賞の場合）は売上予定総額の3%まで

⑦クレジットカード・ポイントカードの使用

例 クレジットカードは使用しない、付与されたポイント分は差し引く

その他

① 商品券等の換金を証明する一覧表（署名・捺印・枚数等）又は各店の領収書を添付すること

② アルバイトの領収書に勤務時間・単価等を記載すること（休憩時間・最低賃金の確認）

③ レンタカーは使用目的・行先等を記載すること

④ 決算書に当該補助金の収入を記載すること

⑤ 単価の高い物、来年も使う物は備品台帳に追加しておくこと

例 紅白幕、テーブルクロス、提灯、フラッグ等

⑥ 損害保険等の対象期間は極力該当事業の実施期間のみとすること

⑦ 収益事業の売上個数・単価・売上総額は整合性を図ること